

○松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における製造業等の振興及び発展を図るため、中小製造業者等が行う新市場の開拓又は販路の拡大を目的とした展示会又は見本市（以下「展示会等」という。）への出展等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小製造業者等 市内に主たる事務所又は事業所を有し、製造業又はソフトウェア業に属する事業を主に行うもので、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）

イ 構成員の3分の1以上を中小企業者で組織する団体

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

(2) 地域中核企業 市内で製造業に関わる事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 経済産業省により地域未来牽引企業に選定された企業

イ 長野県知事から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の規定により国の同意を受けた松本地域基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業

ウ 長野県知事から、地域再生法（平成17年法律第24号）の規定により国の認定を受けた長野県の地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業

エ その他特に市長が認める企業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小製造業者等又は地域中核企業で市税を滞納していない者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率等は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率	限度額	
国内向け	主催者等に支払う出展料	10分の10	25万円	
	主催者等に支払う装飾備品の借上げに係る経費			
海外向け	主催者等に支払う出展料	10分の10	50万円。ただし、地域中核企業にあっては100万円	
	主催者等に支払う装飾備品の借上げに係る経費			
	展示品等の輸送に係る経費	2分の1		
	展示会場における通訳に係る経費			
	印刷物等の翻訳に係る経費			
	展示会説明員の渡航費			
	システム構築、コンテンツ制作、サーバーレンタルその他のECサイト開設に係る経費	10分の10		
モール出展費用、決済口座開設、知的財産権出願等に係る経費				
広告・宣伝に係る経費	2分の1			

2 前項の規定にかかわらず、当該年度中にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合で、新たに補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、前項の規定による補助金の限度額から当該年度中にこの要綱に基づいて既に交付を受けた補助金を控除した額とする。

3 国、県、市その他の公的機関の他の制度により展示会等への出展に要する経費に係る補助金（以下この項において「他の補助金」という。）を受ける場合は、第1項の補助対象経費に対応する他の補助金の額を同項の補助対象経費から控除するものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に事業に要する経費を確認できるものその他必要な書類を添付して、市長に申請するものとする。

2 交付申請ができる回数は、同一展示会につき3回限りとする。

3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、前条の申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく松本市製造業等販路拡大支援事業変更・中止承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告書)

第7条 決定者は、事業終了後1か月以内に松本市製造業等販路拡大支援事業実績報告書(様式第3号又は様式第3号の2)に事業に要した経費を確認できる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、事業終了後1か月以内に提出ができないやむを得ない事由があり、松本市製造業等販路拡大支援事業実績報告書提出遅延理由報告書(様式第4号)の添付がある場合は、この限りでない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年6月30日告示第418号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第137号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第111号)

この告示は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則(平成30年3月30日告示第86号)

この告示は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示によ

る改正後の松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則（令和5年3月30日告示第111号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市製造業等販路拡大支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。